

本庄市立小・中学校照明器具LED化ESCO事業
公募型プロポーザル実施要項

第1 趣旨

この実施要項（以下「本要項」という。）は、本庄市立小・中学校照明器具LED化ESCO事業を受託する事業者のプロポーザルによる選考に関して、必要な事項を定めるものである。

第2 事業の目的

本事業は、本庄市（以下「本市」という。）の「ゼロカーボンシティ」宣言に基づく取組として、学校施設における省エネルギー化を推進し、電気使用量を削減するとともに、二酸化炭素排出量削減による脱炭素社会の実現に貢献するため、既設照明器具のうちLED化未実施のものについてLED化を行うものである。

加えて、令和5年（2023年）11月の「水銀に関する水俣条約」の締約国会議において、令和9年（2027年）末までにすべての一般照明用蛍光灯の製造と輸出入を禁止することが決定し、照明器具のLED化は喫緊の課題となっていることから、蛍光灯製造禁止への対応を行うものである。

第3 事業の概要

（1）事業名称

本庄市立小・中学校照明器具LED化ESCO事業

（2）契約方式

簡易型ESCO契約（自己資金型）※

本事業においては、事業者の提案する省エネルギー改修等に要する初期費用を本市が調達する。事業者は、設備を設計・施工し、竣工後に本市に設備の引渡しを行い、契約期間中、計測・検証を行う。なお、初期費用の一部は、文部科学省の「学校施設環境改善交付金」（以下「交付金」という。）の活用を予定している。

※ESCO事業とは、「ESCO事業者は、事業の実施に必要な設計、施工、維持管理等の包括的なサービスを提供し、その結果得られる省エネルギー効果を保証する。事業費の支払に当たっては、定期的に省エネルギー効果の計測・検証を行い、保証された効果を確認することにより、毎年度契約された額を支払うこととなる。基本的に、この保証された光熱水費の削減額で、すべての事業費を賄うもの」と定義される。

一方で、本事業においては、学校施設における省エネルギー化を推進するとともに、蛍光灯製造禁止への早急な対応が必要であることから、計測・検証により省エネルギー効果を確認するものとし、維持管理や省エネルギー効果の保

証は求めず、事業の簡略化を図っている。

(3) 事業対象施設

本庄市立小学校 9 施設、本庄市立中学校 4 施設、計 13 施設
なお、詳細は募集要項において定める。

(4) 照明器具の種類及び数量

ア 種類

直管形蛍光灯（吊下、直付、埋込など）、ダウンライト 等

イ 数量

6, 141 台

なお、詳細は募集要項において定める。

(5) 事業内容

ア LED 化工事

①事業者は、事業対象施設の現地調査（既設照明器具の数量、仕様、消費電力、点灯方式（常時・人感・タイマー）等の確認を含む。）及び詳細設計を実施する。

②事業者は、現地調査及び詳細設計に基づき、照明リスト、施工図面、施工内容、施工数量、エネルギー削減量、計測・検証方法等を記載した実施計画書を作成する。また、事業対象施設ごと、室ごとに施工単価・施工数量・金額等を記載した請負代金内訳書を作成する。請負代金内訳書に記載する内容の詳細は、本市と事業者の協議により定める。なお、エネルギー削減量の算出方法は、施設毎に本市が設定する想定年間使用時間と事業者が提案した当該照明器具の仕様に基づき、施工前後における電力使用量を机上計算にて実施する。

③事業者は、既設照明器具を撤去・処分の上、LED 照明器具に更新する工事を行う。

イ 計測・検証業務

事業者は、契約期間中、適切な計測・検証方法により、導入した設備の省エネルギー効果を確認する。

(6) 履行期間

契約締結日から令和 11 年 3 月 31 日まで

ア LED 化工事

令和 8 年度工事は、令和 9 年 2 月 28 日までに完了すること。

令和 9 年度工事は、令和 9 年 8 月 31 日までに完了すること。

なお、事業対象施設ごとの LED 化工事年度は募集要項において定める。

イ 計測・検証業務

令和 9 年 10 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までとする。

(7) 事業費限度額

金223,519,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

各年度の上限額は以下のとおりとする。

ア 令和8年度支払限度額(LED化工事における現地調査及び詳細設計、施工に係る一切の業務)

金64,777,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

イ 令和9年度支払限度額(LED化工事の施工に係る一切の業務及び計測・検証業務)

金158,054,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※このうち、

①LED化工事の支払限度額

金157,710,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

②計測・検証業務の支払限度額

金344,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

ウ 令和10年度支払限度額(計測・検証業務)

金688,000円(消費税及び地方消費税を含む。)

※本事業は文部科学省の交付金を活用するが、本事業では照明器具の所有者が本市となり、交付金は本市に交付されることから、事業費限度額は交付金額を減算していない金額である。そのため、ESCO事業提案時の事業費や契約金額においても交付金が事業者へ別途交付されないことを前提に算出するものとする。

第4 全体スケジュール及び提案書特定までの事務手順

(1) 全体スケジュール

募集要項において定める。

(2) 提案書特定までの事務手順

受託候補者の決定にあたっては、本庄市プロポーザル方式実施要領(平成21年本庄市告示第23号の2。以下、「要領」という。)第8条に基づき、本庄市立小・中学校照明器具LED化ESCO事業受託候補者選定委員会(以下、「選定委員会」という。)を設置する。選定委員会は、提案書を特定するための評価基準を定め、提案書類及びプレゼンテーションをもとに、提案内容の実行能力を審査するためのプレゼンテーション審査等を行う。審査の結果、選定委員会の各委員の合計評価点が最も高い提案をした応募者を最優秀提案者とし、本事業の契約の締結に向けての優先交渉権者とする。

なお、詳細は募集要項において定める。

また、選定委員会の事務局は教育委員会事務局教育環境整備課に置く。

(3) 手続き開始の公告

本事業の公募型プロポーザル参加者の募集にあたっては、募集要項その他必要と認める事項を公告するものとする。また、当該公告は本市ホームページ及び本庄市教育委員会事務局教育環境整備課（市庁舎 4 階）での閲覧によるものとする。

第 5 プロポーザル方式の種別

公募型プロポーザル方式

第 6 プロポーザル方式の採用の具体的な理由

本事業の趣旨と目的に合致する民間事業者の提案を受け、本市への経済波及効果などを踏まえ、最も優れていると考えられる提案を選定するため公募型プロポーザル方式による提案募集を行うものである。

第 7 公募における応募条件等

応募条件、応募方法、募集期間等の詳細は、募集要項において定める。

第 8 提案書を特定するための評価基準

募集要項において定める。

第 9 提案書の公開又は非公開の別

本庄市情報公開条例（平成 18 年本庄市条例第 20 号）の規定に基づく公開請求があった場合は、同条例第 7 条各号に該当する情報を除き、請求者に公開する。

第 10 提案書の作成要領

提案内容、提案書の書式、提出方法、提出部数、提出期限、記入上の注意、提案依頼についての質疑応答等については、募集要項において定める。

第 11 提案に係る費用の負担に関する事項

応募に関する全ての書類の作成、提出及びプレゼンテーション等への参加に関する一切の費用は、応募者の負担とする。

第 12 その他

本要項に定めるほか、本プロポーザルに関して必要な事項がある場合には、選定委員会において定めるものとする。

第 1 3 事務局

担当窓口：本庄市教育委員会事務局教育環境整備課施設調整係

所在地：埼玉県本庄市本庄3丁目5番3号

電話：0495-71-8690（直通）

電子メール：kyousei@city.honjo.lg.jp

ホームページ：<https://www.city.honjo.lg.jp>